

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第 37号）（文化市民局地域自治推進室）

地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機であって印鑑登録の証明の申請に用いるものにより申請された印鑑登録の証明に係る手数料を改定することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第37号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「用いるもの」の右に「(以下「端末機」という。)」を加える。

第27条第2項中「350円」の右に「(本市以外の者が設置する端末機に、暗証番号その他必要な事項を入力することによりする方法により登録証明の申請をする場合においては、250円)」を加える。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)